

山形市総合スポーツセンター等 自動販売機設置事業者募集要項

1. 山形市総合スポーツセンター等

(1) 募集施設・住所・台数

設置施設	住所	設置台数 (清涼飲料水等)	設置台数 (アイス)
山形市総合スポーツセンター	山形市落合町1番地	17台	4台
山形市北市民プール	山形市桜町3-10-1	1台	
山形市みなみ市民プール	山形市南一番町8-5	1台	

※山形市総合スポーツセンターに設置を希望する場合は、両市民プールにも設置していただくこととなります。市民プールの開放期間は毎年7月～8月です。

(2) 設置期間 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間とします。

※設置契約期間はいずれの施設も1年契約とします。

※自動販売機の設置台数は、上記のとおりとし増減は認めません。設置個所は希望をお伺いしますが、施設の管理運営上、支障がある場合は認められないことがあります。

2. 種類 (1) 清涼飲料水等→酒類を除くペットボトル容器又は缶・ビン

(2) アイス→アイスクリーム等

3. 応募資格要件 次に掲げる要件のすべてを満たす事業者が応募することができます。

(1) 会社の更生手続開始、更生手続等の申立がなされていないこと。

(2) 現に事業者が行う事業で、関係法令等に違反し罰則が科せられていないこと。

(3) 事業者が納めるべき税及び公共料金を、現に滞納していないこと。

(4) 別紙の自動販売機設置募集条件に定める各事項を遵守すること。

(5) 上記の項目が厳守できない場合は、設置期間中でも契約の取消しをする場合があります。

(6) 自動販売機の説明会(2月26日)に必ず参加すること。

4. 応募方法 所定様式の応募申込書類に必要事項を記入のうえ、各書類とも2部を問い合わせ先に持参してください。

(1) 応募申込書類

・応募申込書(様式-1) ・提案書(様式-2)

・事業者の概要(様式-3) ・誓約書(様式-4)

・外形寸法及び消費電力のわかる自動販売機のカタログ

(2) 応募申込期限 令和6年3月8日(金)午後5時

※申込の受付は、平日の午前9時から午後5時までとします。

尚、土曜日・日曜日・祝日は受付を行いません。

(3) その他 書類の提出後に申込の内容について聞き取りを行う場合があります。

また、追加で書類の提出を求める可能性があります。

5. 募集スケジュール

	項目	日程
1	募集開始	令和6年 2月19日(月)
2	説明会(スポーツ会館)	令和6年 2月26日(月)
3	応募書類の受付締切日	令和6年 3月 8日(金)
4	設置事業者の選定	令和6年 3月14日(木)
5	選定された設置事業者との打合せの開催	平成6年 3月18日(月)
6	設置(稼働)	平成6年 4月 1日(月)～

※説明会、質問書の詳細については別紙1、2のとおり。

6. 設置事業者の選定方法

売上高賦課率の提示率と提案書の内容を当協会で総合的に審査し、各施設に清涼飲料水等1社、アイス1社を選定します。

7. 参考データ 令和4年度実績

①山形市総合スポーツセンター等 自動販売機売上等の状況 年間利用者数 約41万人

品目	設置台数	設置業者	年間売上高
清涼飲料水等	19台	1社	9,023,790円
アイス	4台	1社	2,257,190円

【 休館日及び開放時間 】

- ・休館日 施設によって異なります。
- ・開放時間(総合スポーツセンター) 9時から21時まで

8. 施設見学

施設見학을希望の方は随時受付します。

山形市スポーツ会館(受付時間:平日の9時から17時)

TEL 023-647-4175

9. 問い合わせ先

公益財団法人山形市スポーツ協会事務局 管理マネジメント部門

山形市長苗代61番地(山形市スポーツ会館)

E-mail info@yamagatasi-taikyou.jp

電話 023(647)4175 FAX 023(645)5595

自動販売機設置募集条件

自動販売機設置事業者募集に際し、この条件に掲げる事項を遵守できる事業者が申込を行えるものとします。(以下、公益財団法人山形市体育協会を「協会」、自動販売機設置事業者を「事業者」とします)

1. 使用料等

事業者は、自動販売機の設置にあたり次の経費を支払うこと。

①建物使用料

事業者は、設置する自動販売機の使用面積に応じた建物使用料をそれぞれの施設ごとに協会に支払うものとします。算定方法は、山形県教育財産管理規則・山形市行政財産目的外使用料基準に基づきます。

②売上手数料

事業者は、販売価格による売上額に、応募時に提示した売上高賦課率を乗じて得た額を売上手数料として、協会に支払うものとします。

③電気料

事業者は、電気料として、設置する自動販売機の使用量分を協会に支払うものとし、子メーター設置は事業者負担とします。

④支払の時期

- ・建物使用料 年1回払いとします。(請求月7月)
- ・売上手数料, 電気料 3ヶ月ごとの請求とします。
(請求月7月, 10月, 翌年1月, 翌年4月)

⑤支払方法

- ・協会の指定口座へ、指定期日までに振り込んでください。

2. 自動販売機の設置条件等

事業者は、自動販売機の設置にあたり次のことを遵守してください。

(1) 設置する自動販売機の条件

- ①省エネ型の「ヒートポンプ方式」等採用のもので、CO₂排出量削減など環境保全に適した自動販売機であること。
- ②販売品は、事前に協議すること。
- ③販売価格は、カタログ価格(通常価格)とすること。
- ④自動販売機はすべて独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金の自動販売機を設置すること。
- ⑤設置業者は独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金と協議し手続きを行うこと。
- ⑥災害型対応自動販売機を2台設置すること。

(2) 設置に要する費用の負担

事業者は、自動販売機の設置に要する一切の費用を負担すること。

(3) 維持管理責任について

- ①販売品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充の管理は責任をもって速やかに行うこと。
- ②常に販売品の賞味期限の確認を行うこと。
- ③販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路等については協会の指示に従うこと。
- ④自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
- ⑤自動販売機に併設して、空容器の回収ボックスを設置するとともに、責任をもって、適切に回収し処分すること。
- ⑥自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確認したうえで、地震や悪戯による、転倒防止策等の安全策を講じること。
- ⑦自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については責任をもって対応すること。
- ⑧自動販売機に故障時等の連絡先を、大きく、わかりやすい箇所に明記すること。
- ⑨連絡先は、施設開放日及び開放時間帯は必ず対応できる態勢であること。
- ⑩販売品が売切れた場合は、平日に限らず、土日や祝日も速やかに商品の補充を行うこと。

(4) 犯罪などによる被害について

設置する自動販売機は、万一に備え、厳重な防犯対策が講じられてあること。

また、被害があった場合は、被害状況等を直ちに協会に報告するとともに、事業者が適切に対応し解決すること。

(5) 原状回復

事業者は、設置期間の満了または許可の取消があった場合、速やかに原状回復すること。尚、事業者は原状回復に際し、一切の補償を協会に請求することができないものとする。

(6) 売上高の報告

事業者は、毎月の1台ごと販売価格による売上高合計額を、翌月の10日まで報告すること。(様式は別途協議とする)

(7) 協会が実施する事業への協力

事業者は、協会が開催するスポーツイベントや、利用者サービス向上にむけた事業を行う時に積極的に協力すること。

(8) 賛助会員について

事業者は、当協会の賛助会員に入会すること。(1口1万円以上)